

各種健康診査等実施および補助金支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、スズケン健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者および被扶養者が、この規程に定める各種健康診査およびがん検診の受診に際し、その費用の一部を補助することにより、定期的な健康診断等の受診の機会を広く与え、かつ奨励し健康管理並びに疾病予防に資することを目的とする。

(健康診査の種類及び健診機関)

第2条 当組合が補助の対象とする健康診査、および健診機関は以下のとおりとする。

(1) 人間ドック

契約健診機関、契約外健診機関

(2) 生活習慣病予防健診

当組合が委託する業者が契約している健診機関

(3) 集合契約の特定健康診査

集合契約AおよびBの健診機関

(4) 乳がん検診

触診・超音波検査・X線検査（マンモグラフィ）のいずれかの実施健診機関

(5) 子宮がん検診

子宮頸部細胞診検査・子宮内膜細胞診（子宮体がん検査）・子宮超音波検査のいずれかの実施健診機関

(6) 前立腺がん検診

腫瘍マーカー（PSA）検査の実施健診機関

(補助金支給対象者)

第3条 補助金の支給対象者は以下のとおりとする。

(1) 人間ドック

35歳以上の被保険者および被扶養者

(2) 生活習慣病予防健診

35歳以上の被保険者および被扶養者

(3) 集合契約の特定健康診査

当年度40～75歳に到達する被扶養者、任意継続の被保険者および被扶養者

(4) 乳がん検診

30歳以上の被保険者および被扶養者

(5) 子宮がん検診

30歳以上の被保険者および被扶養者

(6) 前立腺がん検診

50歳以上の被保険者

(補助金支給対象からの除外)

第4条 次の場合は補助金支給の対象外とする。

- (1) 受診時、被保険者または被扶養者の資格を有していない場合
- (2) 当組合が利用要領に定める健康診査項目、検査項目を満たしていない場合
- (3) 当該健康診査、がん検診等に市町村等から補助がある場合
- (4) 当該健康診査に予め補助対象のがん検診項目が含まれている場合、そのがん検診に対する補助
- (5) その他利用要領に定める要件を満たしていない場合

(補助金額および回数)

第5条 補助金は、下記(1)から(3)までの健康診査のいずれか、および(4)から(6)のがん検診に対し、年度内1回を限度として下記の金額を支給するものとする。

- (1) 人間ドック
健診料の5割(上限54,000円)
- (2) 生活習慣病予防健診
健診料(事務手数料含む)から自己負担額(施設型8,000円、巡回型5,000円)を差し引いた金額
- (3) 集合契約の特定健康診査
5,400円までの実費
- (4) 乳がん検診
3,800円までの実費
- (5) 子宮がん検診
1,500円までの実費
- (6) 前立腺がん検診
3,000円までの実費

(補助の方法)

第6条 健康診査毎の補助は以下の方法で行う。

- (1) 人間ドック
契約健診機関受診者には、健診費用全額を当組合から健診機関へ支払い、自己負担額を受診者へ請求する。契約外健診機関受診者は、全額を当該機関へ支払い、当組合へ補助額を請求する。当組合は受診者へ補助額を支給する。
- (2) 生活習慣病予防健診
受診者は自己負担額を健診機関へ支払い、当組合は補助額を委託業者へ支払う。
- (3) 集合契約の特定健康診査
受診者は健診費用が補助額を超える額を自己負担分として健診機関へ支払い、当組合は補助額を社会保険診療報酬支払基金へ支払う。

(4)乳がん検診

受診者は全額を当該機関へ支払い、当組合へ補助額を請求する。当組合は受診者へ補助額を支給する。

(5)子宮がん検診

受診者は全額を当該機関へ支払い、当組合へ補助額を請求する。当組合は受診者へ補助額を支給する。

(6)前立腺がん検診

受診者は全額を当該機関へ支払い、当組合へ補助額を請求する。当組合は受診者へ補助額を支給する。

(補助金の請求および支給、支給申請期限)

第7条 第2条(1)の契約外健診機関および同(4)から(6)の受診による補助金の請求は、被扶養者分を含め被保険者が行い、当組合から被保険者宛てに支給する。また、受診年度の翌年度4月10日(休日の場合は翌営業日)までに当組合へ到着した請求書までを支給対象とする。

(健康診査等の申込手順)

第8条 当組合が補助の対象とする健康診査等の申込手順は以下のとおりとする。

(1)人間ドック

受診者は健診機関へ予約後、当組合指定用紙へ記入し、受診日の3週間前までに当組合へ申込みものとする。

(2)生活習慣病予防健診

受診者は当組合が委託する業者のWebサイトから、受診日を2週間以上先、補助対象のがん検診を受診する場合は3週間以上先の日付で予約することとする。巡回型の場合は、開催日が2ヶ月以上先の会場から選択し予約することができる。

(3)集合契約の特定健康診査

受診者は当組合指定用紙で当組合へ申込み、当組合から受診券送付後、健診機関へ予約するものとする。

(4)乳がん検診

受診者は健診機関へ予約後、当組合指定用紙へ記入し、受診日の3週間前までに当組合へ申込みものとする。

(5)子宮がん検診

受診者は健診機関へ予約後、当組合指定用紙へ記入し、受診日の3週間前までに当組合へ申込みものとする。

(6)前立腺がん検診

受診者は健診機関へ予約後、当組合指定用紙へ記入し、受診日の3週間前までに当組合へ申込みものとする。

(健診項目一覧、その他要件、要領等)

第9条 健診項目一覧およびこの規程に定めのない事項は、別途当組合ホームページに掲

げる各種健康診査等の利用要領に従うものとする。

附 則

この規程は、令和5年7月25日から施行する。